

Law School 特集 7



CONTENTS

I Law School 特集

山名法律・税務事務所 訪問記
法科大学院での一年を振り返って

竹濱 修 2
黒野 功久 6

II Sabbatical

フィレンツェにて～歴史に思いを馳せながら～

谷本 圭子 8

III Overseas Conference

リーガル・クリニック「女性と人権」ワシントン訪問調査
「ジョージタウン日記」

二宮 周平 11
樋爪 誠 14

IV My Book

『少年司法の再構築』・『「改正」少年法を検証する』

葛野 尋之 19

V New Face

衣笠 ～ 渋谷 ～ 再び衣笠へ
新たなスタートを目前にして (2) ・完
名古屋での武者修行を終えて
オーストラリア文学を読む日本の私
居心地のいいキャンパス
「ごあいさつ」

安達 光治 22
石橋 秀起 23
白井 豊 24
佐藤 渉 25
多田 一路 26
水島 治 27

Law
School
特集

事務所紹介

山名法律・税務事務所 訪問記

5月9日、快晴の午前中に山名隆男先生の事務所を訪問させて頂いた。京都で、「山名」というお名前を見ると、応仁の乱まで遡って、西軍の大將を思い起こし、どのような陣構えをされているのか、興味が湧いてきます。山名先生ご自身は、事務所についてとくに珍しいことはないようなお話をされていましたが、日ごろ、愉快的な山名先生のこと、何が出て来るかと期待しながらお邪魔したしだいです。



1階 応接室にて

■ 立地

京都御所の南、京都地方裁判所・京都弁護士会館から目と鼻の先で、裁判で出廷しても事務所へはすぐに立ち戻れる抜群の好立地にありました。由緒ある京町家が立ち並ぶ富小路通に面した3階建てのビル。その1階と3階の2部屋を山名法律・税務事務所が占めている。ビル建築当初からの入居組で、他の部屋も全て弁護士事務所。山名先生曰く、「弁護士のみで、しかも3事務所だけという気安さがあり、やりやすい環境です。エレベータがないのは少し不便ですが、地理的な便利さでは離れがたい場所ですね。」

■ 事務所内の様子

3階がオフィスになっており、普段はここで仕事をされている。書籍、パソコン、事務機、その他の業務に必要なものが置かれている。



番犬 宗介君



からくり人形

弁護士と事務方の大きなデスクがそれぞれ南と北に配置されており、その間に設置されている書棚には所狭しと本が並べられている。壁には表彰状が飾られ、先生のこれまでの実績を物語っている。事務所内のあちこちに観葉植物が配置され、落ち着いた雰囲気。「1階は応接室になるはずだったけれど、3階に収まりきれない書籍や物品をやむなく置いているので、実態は物置同然」、というのは先生の弁。実際には重厚で立派な大きな机、椅子、書棚が並び、窓からは裁判所や御所の緑が眺められ、物置というにはほど遠い綺麗な応接室でした（もっとも、普段は書類等が山積みになっているが、本取材のため整理して下さったとのことで、恐縮でした）。さらに、番犬と称するアイボ・宗介君やからくり人形がその空間に溶け込んでいて先生の遊び場とも見て取りました。

ここで、特記事項が一つ。漫画本が本棚の奥に…、手塚治虫（「ブラックジャック」外全集もの）や松本零士（「男おいどん」外）、ちばてつや（「あし



マンガのコレクション

たのジョー」外)、あだち充(「タッチ」外)など、いろいろありました。書棚の奥に隠してあるが、量的には専門書に負けないそうです。夢は山名法律事務所漫画文庫の設立という素敵なお話でした(←ご本人談「家に置いておくと捨てられるから。」)

■ 事務所の構成

所長の山名隆男弁護士お1人と、事務局員の方お1人の必要最小人数で非常に効率よく長年運営されている。事務所は実に27年目に入っているとのことでした。

弁護士になった頃の京都の法律事務所では、弁護士1人、事務局員1人というのが普通のスタイルであり、規模を拡張したわけでもないの、特に不便を感じることもないそうです。昨今は、共同事務所という形態が多くなっていますが、先生ご自身は、単独事務所の方が気楽だということです。

■ お仕事について

もともと仕事を多く抱えない「厳選主義」のようなスタイルを好まれるようです。このこともあってか、法廷に立つ回数は少ないそうです(京都の弁護士の中では相対的に少ない方だろうというお話です)。法廷に立つより事前の段階で処理することが多く、つまり、法廷外事件もあるので、裁判所に行くよりも、事務所でデスクワークの方が多く、時間的にも事務所にいることが圧倒的に長いそうです。物理的な拘束はあまりないけれど、依頼者との打ち合わせや、期限のある書類の作成、裁判の準備などで、常に期限に追われている、とはご本人の弁ですが、「それは、お遊びに行くからで、自業自得です!」と、ピシヤリと決めたのは事務局員の松井さんでした。

■ 弁護士になるまで

立命館大学法学部のご出身ですが、学部生時代は法律科目の勉強をほとんどしなかったそうで、専門書を買ったこともないし、読んだこともなく、法曹のイメージすらろくろくなかったとか。卒業期を迎え、就職先がないという現実と直面。この段階で、立命館大学に法職課程というのがあることを知り、受験してみると合格。このときから、泥沼と称される司法試験受験勉強が始まったということです。もはや合格するまでは、やめるにやめられないのが泥沼といわれる所以ですが、そこにどっぷりと浸かっておられたそうです。長い受験勉強を経て司法試験に合格されたとき、先生は27歳。ときに昭和47年、修習は27期生。

■ 合格するまでの苦労話

司法試験の受験生時代の経済的な苦労は大変だったそうです。厳しい生活と受験勉強で実際しんどかったけど、友人らにずいぶん助けてもらったといわれます。司法試験では、短答式(当時6択0回答あり)が苦手で、どうしてもこれが突破できず、苦労されたそうです。合格の年は、ほとんど短答式の訓練しかしてなかったそうです。先生の話では、アチーブメント形式の短答式試験には、得て不得手が確かにあって、楽々と突破する人が羨ましかったということです。反対に、論文は得意とされていたご様子です。



山名先生の若き日



取材風景(3階オフィスにて)

■ 現在の専門分野を選ばれた経緯

税法を専門分野とされる経緯をお尋ねしてみました。

「よく聞かれることですが、自分でも本当のところはわかりません。ただ、弁護士をしているうちに、仕事では税法の知識が必要であることを認識させられたのは確かです。もともと弁護士には、税法が苦手という意識があります。実際に、税金のことを失念した和解の失敗を見て、怖いなーと思いました。弁護士の仕事は法的紛争の解決までで、税金はその結果だから仕方ない、で片付けられた時代もあったようですが、それでは依頼者がたまりません。事件処理をしても、税金の問題が気になるし、税法がわかっただけなのに、と思いながらも、今さら勉強なんてとてもできないので、必要ならば税理士に教えてもらえばなんとかなると、そのままになっていました。しかし、税理士に聞くにしても、知識がないと、聞かねばならない問題点にも気づかないおそれがあります。それが一番怖いわけです。そんなことを思いながら、たまたま税務委員会に入ったのがきっかけで、税法の勉強を少しはするようになり、日弁連の委員会では税法に強い弁護士に揉まれるようになりました。勉強に必要なのは、議論する喧嘩相手です。さすがに日弁連の税務委員会には税法のスペシャリストがいて、そこで鍛えられたということですね。実務でも、税金の絡む仕事を扱ったり、処理した事件について申告書を作成したりするようにもなりました。そのうちに、関心のある論点について懸賞論文に応募したところ表彰されたり

して、少しは自信も持てるようになりました。原稿を書いたり、講演をする機会も増えてきました。そういった経験を経て今に至っているわけですが、どこまで専門家と言えるか、心もとない限りです。」

■ 弁護士の税法への関心

山名先生の見られるところ、現在でも、弁護士の税法に対する苦手意識は少なからず残っている。もっとも、「最近では、研修所が実務家を呼んで修習生向けに税法講義を行い、事件処理が税法抜きでは済まされないことなど啓蒙もなされているので、若い弁護士の間には税法の必要性・重要性が浸透しているのは確か。税理士とタイアップして、わからないときにはすぐ教えてもらうという体制はできている。税法を自分から勉強する人は少ないけれど、これは仕方ない面もある。若い先生方は、司法試験の勉強ばかりしてきて、実務に就いたら就いたで、実務の知識を習得しなければ仕事にならないし、一方で日々の事件処理に追われてもいるわけだから、改めて税法をじっくりと勉強する余裕がないのではないか。その意味で、新司法試験の試験科目に税法





事務所スタッフ松井裕子さん

が加えられたし、法科大学院でも税法の講義・演習をすることになったので、今後は税法に強い法曹も輩出できると期待している。」と仰る。

■ ロースクールについて

山名先生によれば、かつての法職課程と違って、ロースクールは授業で教え、鍛えるという教育システムになっている。昔の司法試験受験パターンと新司法試験の受験パターンは違うと理解しているが、新司法試験向けの対策としてこれで足りるのだろうか、という不安要素はある。学生が自分で勉強をする時間、教科書を繰り返し読み込む時間、さらにそれらを消化する時間を確保できているのかという懸念を持っており、ご自身の経験から感じるギャップが、実際の答練などでもまだ何か足りないというのを感じられるとも仰られる。

担当の税法演習では、授業でできることは限られており、授業で学生が身に付けることができることに期待を持ちすぎではいけないと考えておられる。演習であれば、既に習得した知識を試し、事例に則して実践的に応用するくらいの気概がほしい。そのために、授業時間以外でもしっかり自習時間を確保する必要がある、と仰られる。

■ 実務との両立について

ここもご本人に語っていただきます。

「ロースクールで教鞭をとることによる弁護士業務への影響はもちろんあります。具体的には、裁判や調停の期日あるいは法律相談

(弁護士会主催)の日程と授業日が重なると調整がたいへんです。開廷日が週1回しかないという裁判部の期日指定では、開廷が授業の曜日と同じになると本当に困ってしまいます。一週間のうち、平日2日が事務所にほとんどいられないことは、当然、土日を含んだ他の曜日の仕事量が増えることになります。ただ、夏季休暇、春季休暇もありますし、セメスターによっては負担がかなり違いますので、できないことはありません。現に、仕事を離れて遊びに出かけることもしていますから。」

■ 先生のお人柄

基本的に、何でも自分で背負い込んでしまうというタイプだろうと仰います。今後ますます必要性が認識されるであろう税法分野にいち早く目をつけ、専門にされている数少ない弁護士のお一人です。法曹の最先端を走っておられるのですが、他方で、遊ぶことにも時間を惜しまれないようです。時には、主に京都の弁護士で同人を構成して刊行しているという「京都法曹文芸 奔馬」に投稿したり、さらにはその表紙絵を描かれることもあります(写真参照)。



山名先生が描かれた表紙絵

■ 最後に

事務所のスタッフの方から、「先生は、その昔、〇〇〇だった!？」という貴重な証言をいただき、大変感心?!して、大学への帰途に着いたしだいです。これについては、本誌所掲の写真をご覧いただいて推理していただくことにしましょう。

(取材/執筆

竹瀨 修 (たけはま おさむ) 商法
亥川智子 (いかわ さとこ)

法学部共同研究室)

Law
School
特集

授業紹介

法科大学院での一年を振り返って

黒野 功久 *KURONO Yoshihisa*

私は、昨年4月から、本来の裁判官の仕事とともに、裁判所から派遣された実務家教員として、立命館大学法科大学院で民事訴訟実務の基礎についての授業(科目名「要件事実と事実認定」)を担当しています。

「今回のケースについて、あなたなら、Aさんから依頼を受けた弁護士として、Aさんの言い分とAさんが持参した資料に基づき、Bさんに対しどのような訴訟を提起しますか。」

緩やかな階段状の教室を上り下りしながら、私は、学生に対し、つぎつぎと質問していきます。進んで発言する人、質問を受けるのを期待して真っ直ぐに私を見る人、発言に慣れていないのか顔を伏せ私が通り過ぎるのをひたすら待つ人、聞き取りや筆記に専念する人など、様々です。

内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由で公正な社会を築いていく上で法及び司法の役割がこれまで以上に重要なものとなり、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備える法律家が多数求められています。法科大学院は、このような要請を受けて、法律家の養成の中核的な教育機関として各地に開設され、授業では、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、具体的なケースや新たに生起する法律問題に的確に対応することができる能力等の養成を目指し、少人数による双方向又は



多方向(教員と学生間、学生相互間)の質疑応答や討論等の方法を取り入れています。先ほどの私の質問も、この後、(学生甲)「〇〇訴訟を提起します。」、(私)「Aの言い分のどの部分から、そのように考えましたか。」、(学生甲)「Aの言い分の……の部分からです。」、(私)「では、Aが原告として主張立証しなければならない事実(「要件事実」、「主要事実」等と呼ばれています)は何ですか。」、(別の学生乙)「□□と××です。」、(私)「このケースでは、これらの事実について、どんな証拠が考えられますか。」、(学生甲)「……(沈黙)」、(別の学生乙)「Bが書いたとされている覚書ではないでしょうか。」、(さらに別の学生丙)「私はAB共通の知人Cの証言だと思います。その理由は……です。」、(私)「今度は裁判官として、これらの証拠をどう評価して事実を認定しますか。……」などと発展していきます。ただ、このような質疑応答や討論にはどうしても時間がかかる一方、先輩として、裁判官として、是非伝えておきたい事柄も多く、毎回の授業の中でどのようにバランスを取るか悩んでいます。学生の方も、読み込まなければならない資料の量に戸惑っている上、教員がそれぞれの担当科目で腕によりをかけた事前課題を与え



授業風景



るものですから、その準備にも追われています。しかし、多くの学生からは、(法科大学院に入って)「一生の中で今が一番勉強している。」「同じ目的を持つ者同士が多様なカリキュラムを通じて互いに刺激しあえて毎日が充実している。」などの感想が寄せられています。

また、法科大学院では、生きた法律実務を学ぶために、弁護士事務所等で研修を行うエクスターナシップや校舎内に専用の場所(クリニック)を設けて学外の方から実際に抱えている法律問題について相談を受け学生が教員とともに取り組むリーガルクリニック等、教室外でのカリキュラムもあります。私も、教室で学んだことが実際の法廷でどのように生かされ具体化されるのかを知ってもらうため、何度か学生を法廷傍聴に引率しました。傍聴した学生からは、「訴訟が当事者にとって一生であるかないかの一大事であることを知り身の引き締まる思いがした。」「学部時代にも傍聴したことはあったが、今回は予め手続の流れなど実際の実務に即した授業を受けて臨んだのでよく理解できた。」「自分の今までの法知識が実際に訴訟で具体化されていく有様を見ることができた。」という感想が多く寄せられました。中には「今日初めて裁判官と身近と接したが丁寧な訴訟運営で普通の気さくな人達だった。」という感想もあり、裁判所や裁判官の仕事を知ってもらうよい機会にもなったと思います。

このように法科大学院での日々

は慌ただしい中にも充実していますが、私には、学生と接して時折よみがえってくる思い出があります。それは、数年前、私が通常訴訟とともに知的財産権訴訟も担当していた時に参加した研修の思い出です。その研修は、アジアの諸国から参加した海外研修員と日本人研修員(法律家や企業人等)が1日の大半を一緒に過ごしなが1か月以上にわたり知的財産権に関する法律や制度を学ぶ研修で、日本の法整備支援の一環として行われたものでした。各国の知的財産法制の整備状況には国毎に大きな違いがあり、また、個々の研修員の語学力にも大きな違いがありましたが、海外研修員は英語をコミュニケーションの道具として積極的に討議に参加していたのが強く印象に残っています。そして、海外研修員は自国を代表して来ているとの誇りを持ち貪欲なまでに多くのことを学んで帰ろうと努力していました。私は、ある海外研修員から「自分の帰りを母国の人達が待っている。自分がやらなければならない。帰って自分が法律を作る。」と言われました。何という気概と自負でしょう。私には、彼ら、彼女らの姿に幕末から明治にかけての日本や日本人を見る思いがしました。法科大学院の学生は私が今までに接した学生の中でもっとも熱意に満ちているのではないかと思います。世界が大きく変わりつつある今、学生の皆さんには、どうか、先ほどの海外研修員のような気概と自負をもって、「21世紀地球市民法曹」を目指していただきたいと思えます。

(くろの・よしひさ 民事法/裁判官)



202 教室にて

Sabbatical

外留報告

フィレンツェにて

～歴史に思いを馳せながら～

谷本 圭子 TANIMOTO Keiko

2004年4月から2005年3月末までの1年間、イタリアはフィレンツェ大学法学部にてジョバンニ・フルジウエレ教授のもと、在外研究の機会をいただいた。研究テーマは「イタリア消費者保護法」の研究である。このテーマ自体我が国において未開領域であり、かつイタリア民法自体がほとんど研究対象とされていない。そのため日本国内において関連文献はほとんど存在せず、フィレンツェ大学図書館において統一前からの文献が整然と並んでいる姿には歓喜したものである。フィレンツェ大学の創立はポローニャには及ばないが1349

年と伝えられ、イタリア国内では最有力大学の一つである。大学の本部はあのサヴォナローラが院長を務めたサンマルコ修道院の横にあり、ミケランジェロによるダビデ像が展示されるアカデミア美術館は大学本部に並ぶ大学付属の施設である。法学部は2003年12月に他の社会科学系学部と共に世界遺産でもある歴史的中心街（Centro Storico）から市郊外に移転した。フィレンツェらしい趣には欠けるが、真新しく便利になった校舎・図書館にて、学生は快適な生活を謳歌している。

いうまでもなくイタリア半島は長らく世界の政治・経済・文化の中心であり続けたため、ドイツをはじめとする周辺欧州諸国憧れの地であり、現在では日本を含む世界各国の人々が最も訪れたいと願う国である。中でも、紀元前59年にカエサルにより創られ長い歴史をもち、ルネサンス芸術が咲き誇り現在に至るまで当時の建築や美術が街そのものの姿として残るフィレンツェ（フィレンツェの古名フロレンティアは「花」に由来）は、人々を惹きつけてやまない街であることは今更説明の必要もない。

法という視点からも、現在にまで受け継がれているローマ法はイタリア半島を中心とするローマ共和国・帝国の産物であることは周知の通りであり、「君主論」を著したマキアヴェッリはフィレンツェの人であったこと、「犯罪と刑罰」を著したミラノ人ベッカリアの死刑廃止論を容れた刑法がトスカーナ大公



ヴェッキオ宮

13世紀創建後、市庁舎となっている。
フィレンツェ大学法学部主催のセミナーも行われた。

国において施行されたことなど、看過できない事実が見られる。また、イタリア半島では君主国ではなく共和国が複数世界有数の国家として存立し続けたことも興味深い。

さらには、世界史的観点から言って、最も重大な事件の一つとして、「ルネサンス」の開花を挙げることができようが、これもまた法的視点から非常に重要な意味を持つ。ルネサンスは言うまでもなく中世の宗教に束縛された時代から人間が人間らしさを取り戻したことを意味する。古代ギリシャ・ローマ文化への尊敬と前後して「表現の自由」が復活したこと、それがイタリア半島で勃興したこと（フェデリーコ2世によるナポリ大学創設。ボッティチェリ、ミケランジェロ、ダンテ等による創作etc.とても数えきれない）には、大いなる関心を寄せずにはいられない。イギリスやフランスなど君主制下での圧政に耐えかねて市民が戦闘により血を流して勝ち取った「自由」とは違い、自然に生まれたイタリア半島での「自由」。

また世界史上もう一つの最も重大な出来事、第二次世界大戦においては、イタリアは特異な経過を辿っている。連合国への降伏後ドイツからの侵奪を受けたイタリアでは、パルチザンの抵抗活動に対するドイツ軍による報復は一般人の大量虐殺という凄惨を極めたも



フィレンツェ歴史的な中心街の中にドウオモ (Santa Maria del Fiore 教会) を望む

その巨大な丸屋根こそルネサンスの象徴でありローマのパンテオンにブルネレスキが学んだ成果



フィレンツェ大学本部内の大教室 (L'Aula Magna)

学術シンポジウム等が行われる。椅子までが豪華。

のであった。その記念日にはドイツ首相が毎年当地を訪れ陳謝を行っているほどである。フィレンツェではアルノ川にかかるポンテ・ベッキオ以外の橋は当時ドイツ軍により爆破され、現在かかる橋は戦後のもの。このような悲劇的な経過を辿ったがために、ドイツ軍からイタリアが「自由となった (Liberazione)」日は国民の祝日とされている。さらに特筆すべきは、イタリアでは戦後1946年に国家政体を選ぶ国民投票が行われ、君主制から共和制へと移行したことである。日本とはその様相はかけ離れたものがある。

他方において、戦後から現在に至るイタリア社会での問題は非常に深刻である。社会・政治に蔓延する汚職。不法滞在者、小舟でシチリアに流れ着く外国人、フィレンツェのような世界的観光都市には世界中から不穏な人々が集まってくる。日常的に交通機関・学校等で実施されるスト。テロを実行し続ける二つの組織体、マフィアと赤い旅団 (Brigate Rosse)。赤い旅団により2002年、右派政権の労働法改革に関わっていた元モデナ大学教授マルコ・ピアジが自宅前で殺害された事件は記憶に新しい。いわゆる先進国でありながら、国内で国民により、首相・司法大臣が次々と殺害され、数百人の一般人を巻き添えにする爆弾テロが実行され、検事が暗殺される、そんな国は他に類を見ない。



フォロ・ロマーノ (ローマ)

古代ローマの中心地であった公共広場。元老院や神殿等の遺跡が建ち並ぶ。フォロ(Foro)は現代イタリアで語で「裁判所」や「法曹」をも意味する。

とはいえ、一般のイタリア国民の気質はとても温かい(もちろん地域によって気質はとも異なり、フィレンツェ人(Fiorentino)は個人主義的と言われる)。人情をとても尊ぶ人たちが、情をもって接すれば必ず情をもって返してくれる。また、子供や家族を大切に作る気持ちは世界一ではないか。常に子供には「アモーレ(愛)！」と声をかけ、常に抱擁(Abraccio)とキス(Bacio)の嵐、知らない人

でも子供には常に声をかけてくる。「可愛い子(Bellina)！」「なんて可愛い(Che bella)！」と。こういう風に常にかわいがられていたら、大人になったら他人には情愛でもって接するのだろうか、と納得する。ベスランの小学校テロ事件で子供たちが犠牲になった時には、多くの街で追悼行進が行われたものだ。友人には両頬を合わせてあいさつを交わす。肌と肌とを触れあうと、信頼の情が沸き上がるのを感じる。そういえばイタリアでは基本的に名刺を用いない。名刺で覚えるだけの人の名前・人間関係には関心がないということだろうか。

イタリアはコネ社会と言われる。一般的イタリア人によれば、「イタリアでは法は紙に書かれてあるだけ、誰も法を守らない」とのこと。法は人間の営みを律するものではあるが、日常の中での人と人との関わり方及びその蓄積である歴史に視線を投じる重要性については論を待たないであろう。古代ローマからルネサンス、そして現代。現代イタリアの姿は過去2000年以上に及ぶその歴史とどう関わっているのか、フィレンツェ滞在中常に頭をかすめていた問題であるが、まだその答えは見つかっていない。

(たにもと・けいこ 民法)



アルノ川に架かる ポンテ・ヴェッキオ



共和国時代の栄華が偲ばれる、サン・マルコ寺院(ヴェネツィア)

リーガル・クリニック
「女性と人権」ワシントン訪問調査二宮 周平 *NINOMIYA Shuhei*

立命館大学法科大学院では、今年度から、リーガル・クリニック（以下、LCと略称する）「女性と人権」を立ち上げる。臨床心理と法学の協働、さらには司法と NGO・社会福祉との連携を模索しているが、日本では未経験の試みであることから、女性と人権に関わる LC における教育実践を調査したいと考えた。

2005年2月21～24日という短期間だったが、米国内でLCの評価で、1位と2位とされるワシントンDCのジョージタウン大学とアメリカン大学のLCと、DVコート（DVから生じる民事、刑事、家事すべての問題を一括して審理し、解決する裁判所）、DV被害者の支援やDV防止のための啓発活動をしているNGO（民間団体）を訪れた。メンバーは、同僚の松本克美、臨床心理士で立命館の大学院応用人間科学科教授の村本邦子のほかに、DV問題などに取り組んでいる4人の若い研究者（立石直子、

松村歌子、桑田道子、杉山暁子）が加わった。訪問先の開拓、調整などは4人の力によるところが大である。村本さんと彼女たちは、ワシントンの後、ボストンに渡り、同様の調査をさらに重ねた。ここではワシントンで得た印象のいくつかを記してみたい。

アメリカン大学には「女性と法」「DV」2つのクリニックがあり、相互に協力しながら運営している。依頼者については、NGOなどからリストの提供を受け、担当教授が学生の教育に適したケースを選択し、学生2人1チームで法的手続をとらせている。感動したのは、毎週、スタッフがLC全体のランチ・ミーティングを開催し、助手が実習をしている学生のロールプレイをして、教育・指導の方法を討議していることである（写真1は、その場に参加させていただき、私たちが訪問の趣旨を説明しているところ）。



写真1



写真 2

他方、ジョージタウン大学には「国際女性の人権」「家族擁護 (Family Advocacy)」「DV」3つのクリニックがあり、それぞれ独立して運営している。国際女性の人権クリニックは、法制度改革モデルのクリニックで、主に英語圏アフリカ諸国における女性の地位向上のために判例批判、立法提案を行い(現地の法律家と連携し、実際にウガンダ、タンザニアなどで判例変更や法改正を勝ち取っている)、家族擁護クリニックとDVクリニックは、サービス・モデルのクリニックで、アメリカン大学同様、学生が教員の指導の下で、前者は養子縁組、社会保障給付、精神病院入院などの手続を行い、後者はDV保護命令の申立てなどを行っている。前者はNGO、医療機関、学校経由で依頼者の相談があり、後者は、場所的にDVコートに近いこともあり、学期の初めに教員が学生を連れてコートに行き、そこで依頼者を獲得している。

女性と人権に関するLCの指導教授は、どなたも長年それぞれの分野で女性の地位向上、家族擁護の諸立法、DV防止・被害者救済の運動などに献身し、国際的にも地域的にも高い信頼を得ている方たちだった。こちらの的はずれな質問にも終始笑顔で対応され、ゆっくりと話して下さり、その優しさに感動した。単に弁護士や大学教員をしているというだけではなく、長い間の市民運動の多様な経験が生き方としての人間的優しさにつながっているような気がした。

ところでDVコートには、受付センターがあり、そこには裁判所の書記官、検察関係のデスクの他に、NGOやLCの専用デスクがあった。裁判所と民間の諸機関が連携していることを体現しているように思われ、日本でこのようなことが可能になるだろうか、落差の大きさを感じた(写真2は、雪の降りしきる裁判所前の光景)。

LCは基本的に学生の「教育実習」である。セメスター内に終了し、教育的価値の大きいものを大学側が選択するのであり、社会奉仕とは違う。しかし、NGOの人に言わせると、DVや家族擁護の事件を担当できる弁護士は少数で、また無償で法的手続をしてくれる専門家はさらに限られるので、LCの学生の活動は有益であり、何よりもジェンダーの視点で物事を分析できる法曹を育成できると高く評価している。他方、臨床心理や社会福祉との協働という視点は乏しかった。学生が事前の研修でこれらを学習したり、個別事案の解決のために専門家の協力を要請することはあっても、LCはあくまでも法的な解決のために存在すると位置づけられている。

訪問したLCの担当教授および助手の弁護士はすべて女性だった。こうしたLCの受講生の8割強は女性だとか。NGOのディレクターは男性だったが、その組織で男性ディレクターはその人だけだとか。彼から、松本さんと私と男性2人を加えた調査チームなので、素晴らしいと言われた。お互いがんばろうと握手して別れた(写真3は、NGOのディレクターを囲んで。左端の女性は通訳。大変有能な方で、限られた時間ではあったが、今回の調査の最大の功労者)。とはいうものの、立命館法科大学院の女性教員は民法1名と実務家教員1名のみ。こちらの面の改善も不可欠である。

(にのみや・しゅうへい 民法・家族法)



写真3

Overseas
Conference

海外出張報告

「ジョージタウン日記」

樋爪 誠 HIZUME Makoto

I. 序

法学部では、2004年度のカリキュラムの大幅な改訂の一環として、法学政治学の専門教育を受けることを目的とした短期留学プログラムを開始した。2004年度は米国ワシントンDCにある名門ジョージタウン大学において、14名の学生の参加のもと、2月12日から3週間のプログラムを実施した。私はその引率者として、3週間学生たちと行動をともにし、貴重な経験を得ることができた。下記は、その滞在期間中に法学部のホームページ上に連載していたものをもとにしている。学内外の方々にこのプログラムの存在を知っていただくと同時に、多様な意見を頂戴できることを期待して、ここに加筆修正のうえ、転載することにした。

II. 滞在日記

(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/jimu/index-j.htm> より)

2月12日 長い1日

関西国際空港に、午前11時15分に集合。12時間のフライトを経てデトロイトへ。デトロイトでの入国手続きは問題なく済み、乗り継ぎも余裕を持って行った。ここからDCまで約1時間のフライト。空港には、大学関係者の他にホストファミリーも出迎えにこられていた。



食堂にて

2月14日 ゲストスピーカー①

13日のオリエンテーションを経て、この日の午前から講義開始。午前中は、Hutchings講師による英語の講義である。教材は、HEINLE & HEINLE社の“Tapestry”とRichard C. Wydrick社の“Plain English for Lawyers”だった。以降、午前の講義については同じであるので、特に言及しない。



ゲストスピーカーと

午後は、毎日違うメニューの「法政ワールドスタディー」である。初日は、Eduardo Bertoni氏で、米州機構（Organization of American States）で表現の自由を主に担当されている現職のSpecial Rapporteurである。ご本人曰く、米州機構は、「米国でさえ

知名度が低い」そうで、ましてや日本の学生にはなじみはほとんどない分野だが、彼が国連と対比しながら話をしてくれたせいか、紛争処理という難しいテーマにもかかわらず、学生はよく理解できたようであった。

2月15日 法科大学院 (Law Center) 訪問

ジョージタウン大学の法科大学院である Law Center を訪問した。昨年9月に完成したという法科大学院やアスレチックジムを含むジョージタウン大学ビル群は壮観の一言。ユニオン駅という交通の要所のすぐ近くにあるが、かなり「ゆとり」のあるつくりになっており、都会の真ん中でも十分勉強できる雰囲気を持っている。そこで、法科大学院の副研究科長の James V. Feinerman 教授が、アメリカの大学院のシステムとジョージタウン大学 Law Center の特徴を丁寧に教えてくださった。その後、ライブラリアンの方に、専門図書館を案内していただき、ここでもまた、そのスケールに圧倒されながらも納得の一日であった。

2月16日 CSIS 訪問

この日は、戦略国際問題研究所 (Center for Strategic and International Studies ; CSIS) を訪問した。前半は、同研究所の fellow and deputy director の Julianne Smith さんと Christine Wormuth さんによる米国を軸とした日本を含めた世界の安全保障体制に関するディスカッション、後半は、同じく senior fellow の Tsuneo “nabe” Watanabe さんと senior fellow の Derek J. Mitchell による日本の今後について学生との意見交換会となった。

2月17日 ゲスト・スピーカー②

EEOC (Equal Employment Opportunity Commission and protections of employee rights) から、David Cashdan 弁護士と Ceder P. Carlton 弁護士をお迎えして、「差別」の問題を広く扱った。「皆さんは労働法を勉強したことがありますか。」という比較的易しい質問から入ったが、すぐに具体的な事例の紹介に入り、「みなさんならこの事件の『ハラスメント』をどう証明しますか」と、かなり高度な訴訟法の議論へと展開していった。

2月18日 ゲスト・スピーカー③

この日は少し趣向を変えて、ジョージタウン大学で韓国と台湾の人権問題を研究している4回生の Gillian Oaks さんの卒業研究の報告を受けた。彼女は、この大学でアジア研究を専門とされている David I Steinberg 博士のもとで、とくに韓国の国家安全保障法にとりくんできたようで、博士も出席のもと、パワーポイントを使って視覚的にも非常にわかりやすい報告であった。学生たちにとっては、勉強になったというより刺激になったというべきであろう。



刑務所にて

2月22日 刑務所見学

3連休(19日-21日)をはさみ、再開初日のプログラムは、「刑務所見学」であった。なんと夜の8時から、7階建ての外装は高級マンションを思わせ、1階にはコンビニもある「近代的な」刑務所を見学した。アーリントン郡のシェリフ・Drew Chaplin さんが1時間半かけて案内してくれた。1階の集中制御室に続き、階を上がっていきにしたがって、受入棟、自習棟、医療棟と続く。そして、上層部は収容棟。模範囚とは、かなり近接したところで接した。どこか宇宙船を思わせるおそらくはかなり高額な費用を投じているこの施設は、「いったい何を守るためにあるのだろう」と考えてしまった。



代表あいさつ

2月23日 保護・擁護協会の弁護士訪問

病気などで一定の能力を欠く (disability) 人々を保護・擁護する取り組みを専門に行っている協会 (the National Association of Protection and Advocacy Systems, Inc.; NAPAS) およびそこで活躍されている弁護士グループを訪問した。会の Executive Director である Curtis Decker さんと 弁護士の Jane Hudson さんが多忙な中、時間を割いてくださった。アメリカでは disability に関する法律があるが、そこに至る経緯やこの間の取り組み、あるいは実際に保護を要する人々が受けている扱いの現状などを、丁寧に説明していただいた。社会一般と disability に関係する人々の世界の間の認識の差、disability に関係する人々内部での意見の対立など、現場の声を伝えてくださった。ジョージタウン大学の法科大学院は、disability に関するプログラムも持っているようで、お二人とも、法律家がこの問題にかかわる重要性を訴えておられた。

2月24日 休講

前日までは、日中比較的温暖な日も多かったが、この日は朝から大雪。まったく予想外の展開となった。残念なことに、午後のスピーカーが遠方に在住で、登校不可となり、ゲスト・スピーカー企画はあえなくキャンセル。米国の移民法に関する話だったので、個人的にはとても聞きたかったし、大学でも評判の教授だったので残念だが、自然

には逆らえない。ちなみに、ジョージタウン大学では雪の場合、スノーラインという専用電話回線にかけると、大学で講義があるかどうかわかるようになっている。ホームステイの学生は、ホストから異口同音に「大学に行くな、今日はない」と言われたようだ。学生のことを案じてこそそのアドバイスに、寒い中にもホッとした。

2月25日 ムートコート&リアルコート

今日の午後は、二手に分かれた。一つのグループ(8名)は、法科大学院で開催されている「WTO ムートコート大会」決勝戦の観戦に行った。ジョージタウン大学には、国際経済法とりわけWTOの父とも称されるジャクソン教授がおられるが、そのジャクソン教授が責任者である IIEL 主催の年一回の WTO 模擬裁判で、アメリカ中の法科大学院から選りすぐられたチームが、二日間かけて本物さながらのディベートを繰り広げられた。

もう一つのグループ(6名)は、本人たちの強い希望もあり、ヴァージニア州の州裁判所へ裁判傍聴に出かけた。裁判官もめずらしかったのか、開廷前に声をかけてくれ、少しリラックスしてから、審理を聞くことができたそうである。会社役員風の人と警察官の証言のあと、判決まで約30分、本物のアメリカ裁判に接することができた。

2月26日 エクスカーション・「アーミッシュ」の郷を訪ねて

ペンシルヴェニア州・ランカスター郡にエクスカーションにでかけた。他の国からの留学生と乗り合いバスで。そこは、ハリソン・フォード主演の映画「刑事ジョン・ブック 目撃者」でも一躍有名になったDCから北方へ車で3時間ぐらいのところ、アーミッシュ (Amish) の人々が住んでいることで知られている。彼らは、ドイツ系移民だが、現代文明を完全に否定し、テレビも自動車も持たず、大自然の中、自給自足の生活を

営んでいる。そんな彼らが自分の家を利用して開いている郷土料理の店で、昼食を取った。少数者として誇り高く生きようとする彼らの姿を見ることは、いろいろな法律問題を考える上でも参考になったのではないだろうか。

2月28日 法科大学院・体験授業

法科大学院で「財産法」の講義を受講した。雪で休校の可能性もあったが、われわれのために法科大学院が少し早く午後の開講を判断してくれたので、バスで移動した。私を含めて15名が3班に分かれて、三つのクラスに入った。私のところは、70名ぐらいの受講生が指定された座席に座っていた。2時間の長丁場だが、教授が話されていた時間は、6割もなく、予定されていた3名の学生の報告と、延べ25名ぐらいの自由発言者との間で、熱い議論が展開されていた。学生と教授の間の信頼感がよく伝わってきた。うわさには聞いていたが、学生が我先に予習の成果を表現し、また今日の講義の論点を必死に確認する姿には、私にも学生にも大学での勉強の仕方を再考させることになった。



議会見学

3月1日 米国上院司法委員会訪問&連邦議会見学

米国上院司法委員会 Senior Council の Susan M. Davis さんに、知的財産権を中心に今後二年間の立法展望をうかがった。彼女は知的財産を全般的にかつよりの確に略説し

た後、とりわけ、世界貿易の動向に留意しながら、知的財産の「ハーモナイゼーション」の必要性を説いた。彼女曰く、特許法も、著作権法も憲法に立脚する国の基本のひとつであるとして尊重し、手続法の調和によって、知的財産の重要性を世界的に共有するのだという。

その後は、連邦議会見学をした。連邦議会の内部というよりも、博物館・美術館ではないかと思わせるほど、歴史的なモニュメントや絵画が多数あり、私も含めて、学生たちも思わぬ観光に感激した。米国(議会)の歴史はそれほど長くはないが、国民がそれを大事にしていることを象徴している議事堂内部だった。歴史は、長さよりも深さなのか。

3月2日 米国司法省訪問

米国司法省刑事部で専ら知的財産の政策立案に携わっている Marie-Flore U. Kouame さんのお話を伺いに行った。Marie-Flore U. Kouame さんも昨日の Susan M. Davis さん同様、弁護士資格をもっていた。3000人からなる巨大な法律事務所に勤めた後、最近、司法省へ移られたとのこと。法律の問題は法律家が扱うという、当たり前の「法化」が米国には浸透しているのだと再認識した。学生たちも、そのレクチャーもさることながら、スピーカーのキャリアに興味を持つことが多いだけに、こういう人々と、人生論・進路像を語り合える機会を得られたのも、今回の渡航の大きな収穫だといえよう。彼女は司法省の中でも知的財産執行部 (Department of Justice, Intellectual Property Enforcement office) に勤めている。この日はそのなかでも、“US Criminal Enforcement of Intellectual Property” という演題で2時間の講演をしてくださった。

3月3日 裁判傍聴&(国際)人権専門弁護士の会訪問

今日は学生たちの強い希望により、午前



弁護士とディスカッション

の講義を裁判傍聴に振り替えた。実は、裁判所の情報収集には意外と苦労した。WEBサイトでも、電話照会でも確実な情報はなかなかつかめず、最終的には私がジョージタウン大学の法科大学院の秘書の方をお願いして、そこら中の裁判所に電話をしてもらい一番よさそうであったアレキサンドリアの州裁判所へ出向いた。学生は審理の終わった裁判官の控え室に飛び込んで、直接はなしを聞き、「連邦裁判所では何かやっているみたいです」といって、はりきってでていった。こちらの裁判所のかたがたは、「法学部の学生」というだけで、本当に丁寧に接してくださるせいか、学生たちがいつのまにか自分たちでプログラムを作っているのに驚かされた一日でもあった。

午後は、人権問題を中心に取り組む、任意の弁護士集団 *uman rights first* に所属する Eric R. Biel さんと座談会形式で、ディスカッションを行った。とりわけ、イラク問題について、ブッシュ大統領ではなく、ラムズ

フェルト長官を相手に裁判を準備しているとのことで、ツアーの最後の最後に、「もうひとつの米国」に出会った気がした。日本風に言うと「草の根弁護士」なのかもしれないが、彼のグループのメンバーの中には、民主党政権時にはそれなりの役割を弁護士内部では果たしていた人もいたようである。ある問題に対してYESかNOかをはっきりさせるのは、決して法律家としての技術なのではなく、こちらでは人生哲学のようなものなのかと感じた。

3月4日 修了式

修了証書授与が行われた。Hutchings 講師は *hallo and goodbye* という言葉を学生におくっていた。3週間という短い期間内での、出会い (*hallo*) と区切り (*goodbye*; 「別れ」ではないそうだ) を大事にしてほしいという彼女の願い。次のセメスターが終れば「引退」する彼女だが、「来年立命館が来るなら3週間だけ復活するわ」といってくれた。時間を大事にしたいから引退したいといっていた彼女が、立命館の学生との3週間には意義を見出してくれているようであった。「3週間の研修でいったい何ができるのだろう」というのは、少なからぬ学生の持つ不安ただけに、彼女の言葉はそれに優しく答えてくれるものだった。学生の中にはすでに、スピーカーに礼状を書いている者もあり、Goodbye が新しい *hallo* へとつながっていた。

Ⅲ. 後記

このプログラム策定の最大の功労者は、法学部英語担当の吉岡久美子教授である。私はほとんど吉岡教授の引いたレールの上を走るだけだった。ジョージタウン大学を選定し、綿密な計画を作成してくださったことに、深く感謝したい。また、法学部事務室の下村佳代さんが準備段階および期間中のメールによる後方支援してくださったことおよび、同松井かおりさんが全体を把握した上で、適切な措置を常に先行的に取ってくださったことも大きかった。非力な引率者の下で、斬新なプログラムが無事に初年度の計画を遂行できたことは、これら3名の方をはじめ、学部全体で支援していただいたおかげである。今年度は私もしっかり後方支援を果たしたいと思っている。

(ひづめ・まこと 国際私法)

『少年司法の再構築』・ 『「改正」少年法を検証する』

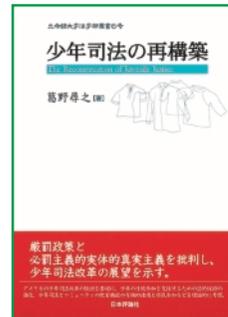
葛野 尋之 *KUZUNO Hiroyuki*

今回、私の著した研究書と私が編者となり出版した書籍の紹介をさせていただくことになりました。2004年9月末まで長期在外研究でイギリスに滞在しておりましたこともあり、「新刊紹介」としては、いささか時機を逸した感もありますが、お赦ください。

1冊目は、葛野尋之『少年司法の再構築』（立命館大学法学部叢書6号）（日本評論社、2003年7月）です。

本書は、少年司法が直面してきた教育機能の再生と適正手続の強化という二重の本質的課題は、厳罰化と必罰化を基調とする2000年少年法改正を経て、理論的にも、実践的にもますます重要性を増しているという認識のうえに、この課題に対処すべく、少年司法の母国でありながら厳罰政策へと深く傾斜していったアメリカ少年司法改革の教訓として、また、子どもの人権の全面的発展を踏まえて、新しい教育理念を確立し、その下で少年司法を再構築すべきことを提起するものです。新しい教育理念を基礎づけるのは、少年の自律的人格の尊重のうえに立った全面的人格発達の保障という意味の成長発達権であり、新しい教育理念の下、少年司法は、少年の手続参加を本質とする適正手続を保障したうえで、その主体的非行克服の援助としての教育機能を保障することになります。

本書は、このような基本視角から、厳罰政策と必罰主義的実体的真実主義に傾斜し、教育機能の後退と適正手続の形骸化を進める少年法改正に対して、手続、実体両面にわたり原則的批判を加えたうえで、少年法20条2項を家庭裁判所の「説明責任」規定として理解することによる刑事処分適用の限定、少年の手続参加を支援するための法的援助の強化、少年司法とコミュニティの教育機能の有機的連携と市民参加について、少年司法改革の展望を示



立命館大学法学部叢書6号

『少年司法の再構築』

葛野尋之著 日本評論社

2003年7月発行 定価9,200円+税

そうとしたものです。

本書は少年司法の再構築という理論的課題の追求を通じて、公共的課題への市民の参加と協働による「統合的社会」、すなわち共生社会の構築を展望しております。

本書が立命館大学法学部叢書6号として刊行されましたことをたいへん光栄に思います。本書刊行にあたりお世話になった方々にあらためて感謝申し上げます。昨今の厳しい出版事情のなか、出版社が650頁を超える研究書の出版を引き受けてくれたのも、本書がほかならぬ立命館大学法学部叢書としてまとめられたからでしょう。

本書は思いもかけず、第6回「菊田幸一クリミノロジー賞」を戴きました。たいへん光栄に思います。この賞は、日本の死刑廃止を理論的にも実践的にも牽引されてきた明治大学の菊田幸一先生が主宰されているもので、私が尊敬する西村春夫先生と宮澤節生先生が審査員を務められています。西村春夫先生は、科学警察研究所で研究された後大学教授となられ、最近はリストラティブ・ジャスティスの理論

的指導者として活躍されており、宮澤節生先生は、警察活動の参与観察をベースにした世界水準の研究書として広く認められている『犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動』（成文堂、1985年）の著者であり、近年は司法改革・法科大学院の唱道者として活躍されています。これら尊敬する先生方に本書を評価していただいたのは、今後の研究にとって大きな励みとなります。

本書については、すでにいくつか書評をしていただき、今後もいくつか書評していただくことになっていると聞いております。このなかでは、本書について非常に重要なご批判もいただいております。今後、研究を深めまして、これらのご批判に答えていきたいと思っております。

2冊目は、葛野尋之編『「改正」少年法を検証する』（日本評論社、2004年9月）です。改正少年法は、①刑事処分適用の拡大・強化による厳罰化、②非行事実認定手続の「適正化」の名の下の必罰化、③被害者への配慮、を柱とするものでした。改正法は2001年4月1日に施行されたが、現実の運用状況が強く注目されました。改正法20条2項該当事件についての逆送決定率の高さに示されているように、少年法の健全育成目的に反するかにみえる方向において、改正法が予想を超える程度にまで実際の運用のなかに具体化され、他方、限られたものにせよ質的状况に関する報告からは、改正法の解釈・運用について実務に一定の混乱が生じていることがうかがわれます。改正法の解釈・運用をしっかりと検証しなければなりません。長崎事件、佐世保事件を契機に明らかになったように、さらなる厳罰化・必罰化の方向への政治的・社会的要求が根強いことを考えると、このような検証が、改正法を見直し、さらには少年法の未来を構想する基盤におかれなければなりません。本書の目的はここにあります。

改正法をめぐる実務が完全に定着しているとはいえない現在、改正法の検証はまず、その解釈・運用をめぐるアクチュアルな問題の解明からスタートしなければなりません。そこで本書第1部においては、改正法下の事件を担当した付添人・弁護人が、事件・手続の概要



『「改正」少年法を検証する
—事件とケースから読み解く—』

葛野尋之編 日本評論社

2004年9月発行 定価2,520円（税込）

とそこに含まれる法的問題を明らかにしています。ここで明らかにされた法的問題について、第2部においては、若手研究者たちが法解釈論的検討を加え、さらには、法解釈による問題解決の限界を指摘したうえで立法論的提案を行っています。

第2部執筆者たちと私は、2002年10月以降、改正法の運用実態の解明と法的検討を行う共同研究を続けてきましたが、本書のベースにはこの共同研究があります。第1部のケース・スタディは、この共同研究のなかで接したケースについてのものです。共同研究においては、本書に収められなかったケースについても調査を実施し、また、限られたものでしかありませんが、裁判官、家庭裁判所調査官、少年処遇の実務家にもインタビューを行いました。この共同研究の成果の一部は、2003年1月の刑法学会関西部会において報告しましたが、共同研究の目的、方法、さらには省略せざるをえなかった注記をも含めて、この成果については、龍谷大学／矯正・保護センター研究年報1号（2004年）、刑法雑誌44巻1号（2004年）をご参照ください。

第3部においては、研究と実務の第一線で活躍されてきた方々が、改正法の検証を踏まえて、それぞれの視点から少年法の未来を論じています。少年法の未来を構想するうえで踏まえるべき重要な示唆、洞察に満ちています。

改正法施行後も、最高裁、法務省、日弁連による公的付添人制度意見交換会、警察の少年

非行新要綱と法改正に向けた動きなど、いくつもの重要な動きが生じています。現在、触法・虞犯事件についての警察調査、重大触法事件の家裁送致の原則化、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察遵守事項違反を理由とする少年院送致、限定された範囲での国選付添人の選任を柱とする新たな少年法改正法案が国会に提出されています。また、一連の「治安強化」対策、法定刑引き上げの刑法改正などは、当然に少年をもカバーすることになります。新たに導入される裁判員制度は、少年の重大逆送事件の刑事裁判を大きく変化させるでしょう。2004年1月30日、国連子どもの権利委員会は、日本政府の第2回報告書の審査に基づく総括所見を公表・採択し、改正法とその運用に対する本質的批判を提起し、根本的見直しを提案しました。

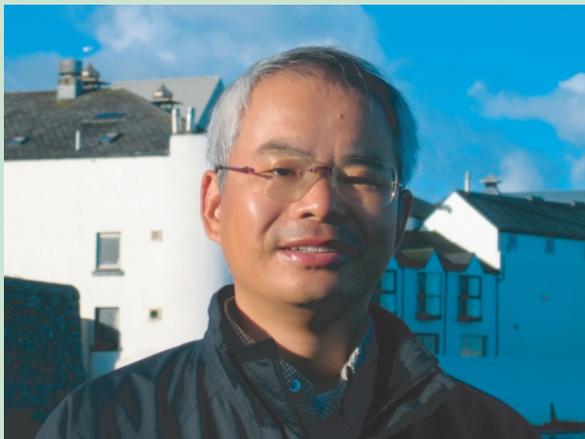
本書全体から明らかにされたのは、真の意味において少年のための少年法を追求し実現することが、市民のための少年法を創ることにつながり、そのことは被害者保護や被害救済とは矛盾しないということでしょう。このことは、先の『少年司法の再構築』の基調にもつながっています。いま、改正法の検証を通じて、子どもたちをとりまく抑圧、疎外、孤立の広がりや深さにあらためて気づかされます。「勝ち組・負け組」文化の社会的蔓延が、子どもたちを苦しめています。社会のリスク化と社会的格差の拡大・固定化が招いた「希望格差社会」ともいわれています。少年法の未来は、

このような苛酷な現実を克服する社会全体の努力とともに、はじめて開かれるでしょう。

本書の序章で述べたように、ポスト産業主義社会への移行にともなう大規模な政治経済的・社会的変化のなか、広汎で根深い社会不安と公的制度への不信の高まりをベースとして、厳罰化のサイクルが作られてきています。しかし、過去の実証研究の成果も示すように、厳罰化によって現実の「安全」は得られません。また、厳罰化のもたらす「安心」も束の間の、偽りのものでしかありません。厳罰化のサイクルを断ち切ることなしに、本当の安全と安心は得られないのです。『少年司法の再構築』の理論的成果とともに、本書における改正少年法の検証が、厳罰化のサイクルを断ち切ることに少しでも寄与できることを願っています。

私の研究対象はもともとフォーカスのよく定まっていなかったのですが、最近はまだ、代用監獄や被拘禁者の接見交通など刑事手続法と刑事拘禁法の交錯をめぐる法的問題、あるいは対人援助の提供をも含めた刑事手続のなかでの被害者・証人保護の問題などに研究関心が及んでいます。とはいえ、少年法研究については、とくに適正手続ないし公正な裁判の本質的要請としての「手続参加」という理論的視角から、今後も研究を続けていきたいと考えています。

(くずの・ひろゆき 刑事法)



バックはスコットランド・アイラ島のボウモア蒸留所

新任紹介

New Face

衣笠 ～ 渋谷 ～ 再び衣笠へ

安達 光治 ADACHI Kouji

元来の酒好きの性格が幸い(?)してか、色々な方々に「送別会」や「社行会」を開いて頂いて、東京・渋谷にある国学院大学に赴任したのは3年前のことであった。それから、大学の中のことや渋谷の飲み屋街(殊に、焼酎とドイツ料理)の様子などがひと通り分かりかけた折、縁あって2005年4月から大学院時代にお世話になった本学に、再びお世話になることになった。

よくテレビなどで渋谷の様子が映し出されることがあるが、「よくあのようなところで勤めていたものだ」と思い返す(特に、あるコマーシャルで元モーニング娘の某女が跨ぎ越す地下鉄銀座線のあたりは通勤でよく通っていた場所である。余談だが、彼女に踏み潰されるバスターミナルから六本木ヒルズ行きの直行バスが出ており、たまに出かけたものである)。もっとも、「渋谷」といっても、国学院は、多くの人が思い浮かべるような渋谷とは異なり、閑静な住宅街にあるこじんまりとした大学である(それでも、来年度には18階建の本部棟が建つことになっている)。また、キャンパスに神殿と鎮守の森があることに、初めて来た人は驚く(かくいう私も辞令交付式の折に、神事に参列してお神酒を頂戴したのには少々驚いた)。神道を教学理念の1つに位置づける大学は(もちろん歴史的な経緯があつてのことだが)少なく、今では貴重な経験をさせて頂いたことに感謝している。

そのような環境のせいもあって、国学院の学生はどちらかという大人しかった。それに比べ、立命館の学生はやはりパワフルである。赴任して1月がすぎたが、講義では(単に説明が悪いだけかもしれないが)毎回熱心に質問に来る学生がおり、基礎演習等でも学生はよく発言する。元来、拙いながらも教えるこ



とが好きな性質で、学生から学ぶことも多いので(たとえば、多くの一般の人は「遺棄」というとまず「死体遺棄」を連想することなど、学生に接するまで分からなかった)、私にとってこれは歓迎すべきことである。ただ私自身は、学部は同志社の出身で(その意味では、冒頭の表題は正確には、前に「今出川～」をつけなければならない)、立命館の法学部は院生時代に横から眺めていた程度であり、さらに改革のテンポの速い本学のことであるから、これから勉強すべきことは沢山ある。また、研究面では、依頼された仕事にのめり込んでしまい、せっかくライフワークに決めた客観的帰属論の研究を少々疎かにするところがあるので、少しでも研究を前に進め、早いうちに形にまとめたいと考えている。

せわしない渋谷で(本人のつもりでは)のんびりと過ごしてきた分、(少なくとも周辺環境としては)のんびりとした衣笠で、なんとか勢いをつけて頑張っていきたい。

(あだち・こうじ 刑法)

新たなスタートを目前にして（2）・完

石橋 秀起 *ISHIBASHI Hideki*

本学法学部に着任して、約1ヶ月が経過した。3年前に本学法学研究科を離れ、前任校（三重大学人文学部）で教員生活をスタートさせたが、今、新たなスタート地点に立つ心境である。

思い返せば、3年前にも本誌へ寄稿する機会をいただいた（拙稿「新たなスタートを目前にして」本誌28号9頁以下）。そこでは、今後の抱負として、「民法は身近である」ということの真の意味を学生に伝えることが自らに課せられた責務である、といった趣旨のことを書いたように記憶している。しかし、3年間という拙い教育経験のなかで、このような課題を実現させるための確固たる教育方法論を確立しているわけではない。地方国立大学から都市部の大規模私立大学へ、また、学際学部から専門学部へとという環境の変化を経ても、こういった課題意識はもち続けることになるだろう。

ところで、「法的思考力を身につけさせる」とは、法学教育の目的が語られるなかで最も頻繁に登場する常套句である。前任校でもしばしばこのことが問題となっていたように思う。しかし、「言うは易く行ふは難し」である。日々の講義では、民法の担当領域における法制度を体系的に講じ、ゼミでは学生の報告に対しその不備を指摘したり発展的論点を提示したりする。こういった活動のなかで法的思考力なるものを涵養することができるという信念をもって、試行錯誤を繰り返すほかないのかもしれない。

さて、民法が身近であることを伝えるという私の個人的な課題意識と、法的思考力を身につけさせるという法学教育界における共通の課題。これらを両立させるにはどうしたらよいか。「知って得する民法学」では前者は



達しえても後者が立たない。また、後者を意識して初学者に対し民法学上の錯綜した議論動向について語り、「皆さんなりに考えてください」と言い放ってみても、法的思考力の涵養どころが、学習意欲を失わせかねない。これでは前者の課題をも無視してしまうことになる。とまあ、ここまできていつもの袋小路に入ってしまうのである。

本学では、小集団教育が非常に重視される一方、大講義においても様々な試み（ES制度の活用、「コア科目試験解説講義」の実施等）がなされている。こういった充実した教育体制のなかで、わかり易く、かつ、考えさせる授業を行うことが、前述の2つの課題を理想的なかたちで調和させる唯一の手段だと考えている。とはいえ、「わかり易い」授業も「考えさせる」授業も、観念論に過ぎない。今後は、実践あるのみである。「新たなスタート」はもうない。このスタート地点から、生涯をかけての歩みがはじまるのである。

（いしばし・ひでき 民法）

新任紹介

New Face

名古屋での武者修行を終えて

白井 豊 USUI Yutaka

生まれも育ちも関西の私が、念願だった大学教員の職を縁あって名古屋で得て早7年が過ぎた(たしかに35歳、四捨五入で40歳になったのも頷ける)。この4月から、学生生活を過ごした京都に無事帰還することと相成った。感慨無量といったところである。

思い起こせば、名古屋での7年間は二つの大学を渡り歩いたが、社会人、教育・研究者として駆け出しの私に貴重な経験をいろいろとさせてくれた。スタートを切った名古屋学院大学では、大講義に緊張したことや大学教員の個性の強さに圧倒されたことが懐かしい。お陰で最近では、人前で喋るのに多少余裕も出てきたせいか、講義では話術や内容で何とか学生を引きつけ静かにさせようと試みたり、ときには妙に心地よい緊張感すら覚えるようになったし、自分にも若干個性が、学生に言わせれば「白井ってあんな先生だよ」と連想させる何かが出てきたようである。また経済学部ということもあり法律専攻でない学生相手に正直最初は戸惑うことも多かったが、逆にどうすれば興味を持ってもらえるかなどターゲットたる聞き手に配慮した教育上の工夫の重要性も教わった。もっとも経済学部ゆえ、とすれば法律系教員の教育、組織両面での位置づけが曖昧で悩むことも多かった。

そこで公募に応募したのだが幸運にも、車で30分足らずの愛知学院大学法学部に移籍することができた(もっとも大学はキリスト教系から仏教系、しかも禅宗へと急転したが……永平寺研修は……忘れられない)。ここでは、とりわけ民法諸先生方の寛大なご配慮の下、のびのびと仕事をさせていただいた。この時期、拙著ながらも研究書出版の機会に恵まれ、お陰で母校の同志社大学大学院を修了し博士(法学)の学位まで頂くことができた。講義でも、民法が専門とはいえ財産法を主とす



る私にとって、親族・相続法の担当は勉強させてもらうところが多かったし、共同の教材づくりではその難しさを目の当たりにした。またゼミ生にも恵まれ、立命館への移籍を惜しみながらも(?)栄転だと喜んでくれ、みんなでお金を出し合い祝宴の一席を設けてくれたことが非常に嬉しく、正直愛知学院を離れがなくなった。教師冥利に尽きるとは、このことなんだろうなあ……としみじみ実感した。ただロースクール騒動の波にのまれ胃潰瘍を煩った(どうやらストレスに弱い)私としては、リフレッシュしたいとの強い思いから立命館への移籍話を快諾させていただいた次第である。

環境の変化、それに伴う刺激が人を進化・成長させてくれるとするならば、きっと立命館も、私を人間的に、また教育者・研究者としてひとまわりもふたまわりも成長させてくれるはずである。この好機を、諸先生方のご指導ご鞭撻を賜りながら、学生との交流を大切にしつつ、生かせるように力まず頑張りたいと思っています。私にも、堂々と肩を組んで「グレーター立命」を熱唱できる時が来るのだろうか、一抹の不安を覚えつつ……

(うすい・ゆたか 民法)

オーストラリア文学を読む日本の私

佐藤 渉 SATO Wataru



オーストラリアとの付き合いは、立命館大学文学部時代にメルボルン大学に留学したときから始まった。留学先にオーストラリアを選んだ理由はいい加減なもので、英米に比して馴染みの薄い英語圏の国の、歴史や文化を学びたいという希望を持っていたからであった。

留学中、しばしばオーストラリア人自身から「オーストラリアに歴史なんて存在するのか」という疑問を投げかけられた。答えはもちろんイエスである。スポーツひとつを取り上げてみても大英帝国の植民地に端を発する近代オーストラリアの歴史が透けて見えてくる。英国の伝統的スポーツ、クリケットの人気は根強く、コモンウェルス・ゲームズでオーストラリア代表とイングランド代表が対戦するときの盛り上がりは大変なものである。またヴィクトリア州で四六時中テレビに流れているオーストラリアン・ルールズ・フットボールはその名のとおり、オーストラリアで独自の発展を遂げたラグビーである。なによりこの大陸には五万年以前から、現在ではアボリジニと呼ばれている人たちが生活を営んできたのである。

日本では「オーストラリア文学などというものがあるのか」という反応が多い。こちらは何とも答えにくい。一口にオーストラリア文学といっても、先住民による口承、あるいは英語で書かれた文学、主流派を形成するアングロ＝ケルト系の文学、第二次大戦後に増加した東欧系移民の文学、アジア系の文学など、その内容は多彩だからである。さらには若手詩人、ジョン・マティアのようにコモンウェルス諸国を渡り歩いた後、オーストラリアにたどり着いた作家もいれば、英米で執筆活動を続けるオーストラリア出身の作家も数多くい

る。自称ウクライナ系のヘレン・デミデンゴは第二次大戦の民族的記憶を描いて文学賞を受賞した後、意図的にエスニック・アイデンティティを詐称していたことが明らかになって文壇に大きな衝撃を与えた。「オーストラリア文学」や「アボリジニ文学」といった括り方自体が様々な問題をはらんでいるのである。オーストラリアで書くという行為、そしてオーストラリアで書かれた作品を読むという行為には、アイデンティティを確認する作業がつきまとう。同時にカテゴリー化から逃れようとする衝動もオーストラリア文学を特徴付ける重要な要素である。

オーストラリア文学を専門にする私がこの春から法学部の英語教員として教壇に立っている。何と不適切な、という声が聞こえてきそうではあるが、私自身はブレの感覚、そしてプロフェッショナリズムとアマチュアリズムのバランス感覚を大切にしていきたいと考えている。日本でオーストラリア文学を読む私とは如何なる存在なのか、常に自問しつつ研究と教育に精進したい。

(さとう・わたる オーストラリア文学)

新任紹介

New Face

居心地のいいキャンパス

多田 一路 TADA Ichiro

立命館大学というところは、私にとって非常に居心地のいいキャンパスです。学生がいつまでもキャンパスにいて、何か知らないけどワーワー楽しそうにやっている……。これは新歓期ゆえの特殊な状態なのかもしれませんが、出身者でもない私がなぜ居心地がいいと感じるのか自問してみました。それは、おそらく、私自身の学生時代の原体験によるものと思います。

学生時代に通った(というより棲んでいた)キャンパスは、早朝こそひっそりとしていますが、夜の夜中まで、時には深夜まで、学生が何かガサガサやっているところでした。それは、体育会の筋トレだったり、サークルのタテカン書き(斯くいう私も深夜にベニヤ16枚看を書いたりしました)だったり、「特殊な中国語」の勉強だったり……。寮生だった私は、そのキャンパスの色に見事に染まることとなります。

その大学は、講義をサボる学生も大学には来て、学内で何かをしているようなところでした。体育会のある部は、午後2時から練習ということで、4時限以降を完全に無視していましたし、学園祭の直前などは、朝からかなづちの音が聞こえていました。それでもなお、人気の講義というのはあるもので、企業社会論や「日本の支配構造」で有名な政治学のW先生の講義は、2000人の教養部学生の半分が登録し、毎週学生が大講義室から廊下へとあふれ出ていました。

そしてみごとに染められた私は、その大学に12年半在籍することになります。12年は学生として、半年は助手として……。

そう、私は、学生時代、決して勉強熱心だったわけではなく、文字通り自由を謳歌しまくっていたのでした。そしてその自由の謳歌のツケが、通常4年で通過するところを6年



もかかる結果になったのです。(自分の名誉のために言い訳をすると、4年間は学費と月5万円を親に無心しましたが、その後の8年は、学費も生活費も自らの労働力と睡眠時間を切り売りして叩き出しました)

こんな私ですから、教員の立場になったところで、過去の自分を棚に上げて、学生たちに「勉強しなさい」などと言えるはずありません。せいぜい言えることは、「勉強もしたほうがいいよ」くらいでしょう。ある憲法学者が誌上討論の中で、討論主題報告のテーマを発想したきっかけについて、「学生時代に西尾教授の行政学を聴いて、これは使えると考えたのがきっかけです」(法時69巻6号32頁)とおっしゃっていましたが、それを読んだとき、「やっぱり立派な学者になる人は違うなあ」と思ったものです。それでも大学で学生相手にさも立派そうに話をしなければならないのですから、しかも、前任校と異なり相手は法学部生で、「あわよくば」と考えている人たちですから、居心地がいい中でも自分自身を高め続けなければやっていけんよな、と無理やり身を引き締めようとしているところです。

(ただ・いちろう 憲法)

「ごあいさつ」

水島 治 *MIZUSHIMA Osamu*

朝、研究室でゆっくりコーヒーを飲もうと思っていたら、しっかり者の美人秘書から「水島せ・ん・せ・い」と笑顔で呼び止められた。何かイヤ～な予感がしていると、案の定、この原稿依頼。京都に来てからカンが鋭くなったかもしれない。さすが千年王城、京都侮れず。

まあ、ともあれ、この新任の挨拶を書かなくてはならなくなってしまった。ちなみに、この大学に来てから、ゼミ紹介から始まり、法友会、大学の広報など、やたらと新任教員が挨拶というか自己紹介を書くことが多い。きっと、この大学は新任教員に挨拶を書かせるのが好きなのだろう。私はそんな偉い先生でないのだから、そろそろ打ち止めにして欲しかったりもする。ただ、おかげで、自己紹介を書くのがずいぶんと上手くなった気がする。この調子で論文を書くのも上手くなると、仕事柄大変なんだがと思いつつ、世の中そううまい話はないだろうと一人ニヤリとする。

さて、真面目に挨拶を書かねば、美人秘書に怒られるので、真面目に書こう。

私事で申し訳ないが、大学院を卒業して3月末でちょうど丸3年が過ぎ、4年目に突入した。その間、立命館を含めて3箇所大学の勤めた。もともと法律学がもつ「過去を雄弁に語るのは得意だが、未来には余りにも寡黙」な学問的気風が合わないらしく、就職先も法学部でない方がいいと思っていた。しかし、ふたを開けると意外にも勤務先は3つとも法学部であった。

そのせいか、最近、自分の勤める大学の個性がビビッドに実感できて面白い。3箇所目に来た立命館の印象は、「真面目」である。学生も良くできるし、非常に真面目である。ただ、



いかんせん「遊び心」に欠ける気もする。真面目という世間的には良いシグナルなのかもしれないが、実は意外とネガティブなシグナルなのかもしれないと最近思う。建築や作庭から始まって、日常の料理にいたるまで今日偉そうにしている京都の文化も、その多くは華やかな遊び心その根底に流れているようだ。こうした遊び心は、意外にも、私達が思っている以上に人間の根底にある想像力をかき立てる源泉なのかもしれない。

できるかどうか分からないが、遊び心の町京都に来たからには、私も遊び心を忘れない、ゆったりとした時間をこの大学で過ごしたいと思う。

あ、もう講義の時間だ。そろそろ行かないと……。

ゆったりできる日は、遠いかもしれない……。

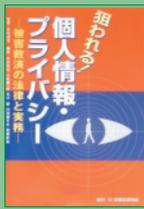
(みずしま・おさむ 商法)

新

刊

図

書



『狙われる! 個人情報・プライバシー
—被害救済の法律と実務—』
小松陽一郎ほか 編
民事法研究会
2005年2月発行
¥2,940 (税込)



『労働のジェンダー化
—ゆらぐ労働と
アイデンティティ—』
岡野八代ほか 著
平凡社
2005年3月発行
¥3,150 (税込)



『行政法の基本
—重要判例からのアプローチ—』
北村和生ほか 著
法律文化社
2005年3月発行
¥2,625 (税込)



『アメリカ政治学史序説』
立命館大学法学部叢書(第7号)
中谷義和 著
ミネルヴァ書房
2005年3月発行
¥5,775 (税込)



『はじめての法律学
—HとJの物語—』
松宮孝明ほか 著
有斐閣アルマー-Basic
2005年3月発行
¥1,785 (税込)



『不法行為法』第3版
吉村良一 著
有斐閣
2005年3月発行
¥2,625 (税込)



『刑法各論講義
有斐閣ブックス(65)』
生田勝義・上田 寛ほか 著
有斐閣
2005年4月発行
¥2,625 (税込)



『「日本型社会」論の射程
—「帝国化」する世界の中で—』
大平祐一・桂島宣弘 編
堀雅晴著 305-335頁)
文理閣
2005年4月発行
¥4,200 (税込)



『個人情報・プライバシー六法』
(2005年版)
小松陽一郎ほか 編
民事法研究会
2005年4月発行
¥3,990 (税込)



『民による行政
—新たな公共性の再構築—』
安本典夫ほか 編
法律文化社
2005年4月発行
¥5,460 (税込)



『ベーシック条約集』
松井芳郎・薬師寺公夫・
山手治之ほか 編
東信堂
2005年5月発行
¥2,730 (税込)



『女たちの絆』
ドゥルシラ・コーネル 著
岡野八代・牟田和恵 訳
みすず書房
2005年5月発行
¥3,675 (税込)



『サッチャリズムとブレア政治』
立命館大学法学部叢書（第8号）
小堀真裕 著
晃洋書房
2005年5月発行
¥3,045（税込）



『ハンドブック 刑事弁護』
森下 弘・武井康年 編
現代人文社
2005年5月発行
¥4,725（税込）

Media Coverage

学術交流・研究活動

(2005年4月～6月)

■法学部定例研究会：

- 05年4月26日 金融法研究会：大垣尚司氏「電子債権に関するその後の動向」
- 05年5月9日 金融法研究会：大垣尚司氏「有限責任事業組合法案の概要」
- 05年6月6日 金融法研究会：大垣尚司氏「住宅市場と信託の活用—国土交通省研究会報告の概要—」
- 05年6月10日 公法研究会：三並敏克氏「私人間における人権保障の理論」
- 05年6月13日 法政研究会：Peter L. Strauss氏「法形成の比較的検討—合衆国とEU」
“Rulemaking in the Ages of Globalization and Information”
- 05年6月17日 科研費S「人間の安全保障」研究会：松井芳郎氏「人間の安全保障と国際社会のガバナンス：シンポジウムのねらいについて」山形英郎氏「国際法への挑戦：『人間の安全保障』」
- 05年6月24日 政治学研究会：中谷義和氏「『アメリカ政治学史序説』について」
- 05年6月28日 金融法研究会：大垣尚司氏「住替型リバースモーゲージ—公的終身借上げ制度について—」

■学術研究プロジェクト：

- 基盤研究(S) 「グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」
- 基盤研究(A) 「現代韓国民主化と法・政治構造の法社会学的研究」
- 基盤研究(A) 「多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究」
- 基盤研究(B) 「グローバル社会における民事手続法制の継受と伝播—比較立法学の観点から」
- 基盤研究(C) 「憲法上の公私間関係と公共性—ドイツと日本の比較研究」
- 基盤研究(C) 「刑事手続における少年の手続参加の保障に関する日米英比較法研究」
- 基盤研究(C) 「甲類家事審判事件の審理構造に関する研究」
- 基盤研究(C) 「『形成期』アメリカ政治学の『アメリカ化』の内実の学史的的研究」
- 基盤研究(C) 「占領期の憲法論議—中央地方のジャーナリズムでの対応を中心に—」
- 基盤研究(C) 「近世日本の刑事司法に関する基礎的研究」
- 基盤研究(C) 「都市空間をめぐる紛争解決と行政訴訟制度改革」
- 基盤研究(C) 「行政の規制権限不作為と司法統制に関する日仏比較法研究」
- 基盤研究(C) 「『精神的損害』概念の再検討—『心の傷と癒し』の民事責任論・損害論・時効論の研究—」
- 若手研究(B) 「複雑訴訟における正義—日米の大規模不法行為訴訟・医療過誤訴訟を素材に、その実体的正義・手続的正義の質と社会的フォーラムとしての機能を問い直す—」
- 若手研究(B) 「欧州諸機関・国連による人権条約義務の領域的・時間的拡大と国際法理論への影響」
- 若手研究(B) 「同性結婚法制化を巡る議論を規定し、かつそこに投影される「政治的なもの」の分析」
- 若手研究(B) 「会社規模ごとの経営者責任追及と制度の役割と態様」
- 若手研究(B) 「各種事業組織体のガバナンス」
- 若手研究(B) 「裁判における言語分析モデルの構築とその許容性の理論的・実証的研究」
- 若手研究(B) 「18世紀末から19世紀前半のドイツ刑事法学にみられる歴史的・哲学的基礎研究の役割」
- 若手研究(B) 「行政契約の現代的展開」
- 人文科学研究所：近代思想史研究会
- 国際地域研究所：東北アジア共同体研究会
- 国際言語文化研究所：ジェンダー研究会
- 人間科学研究所：法と心理学研究会



編集後記

2005年度最初のニューズレター41号を無事に刊行できました。皆様のご協力に心よりお礼を申し上げます。内容面は、連続企画として法科大学院実務家教員の方々の事務所訪問記、その時々のお状況を伝える企画として、学外研究後の報告、海外出張報告、新任の方々の自己紹介など、興味関心を持って頂ける記事が並んでいることと思います。本誌が、今後もわが法学部・大学院法学研究科ならびに法務研究科(法科大学院)の教育・研究と運営の「今」をお伝えし、読者の皆様との交流の場としてその役割を果たすことができるようご支持、ご鞭撻をお願い申し上げます。

法学部研究政策委員長

竹瀨 修 TAKEHAMA Osamu

立命館ロー・ニューズレター
第41号(2005年6月)
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL. 075-465-1111(代)
FAX. 075-465-8294
URL <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm>

